

令和7年度
消防艇ちどり塗装上架点検整備
仕様書

市川市消防局
企画管理課

この仕様書は、市川市消防局（以下「当局」という。）が令和 7 年度に発注する消防艇「ちどり」の塗装上架点検整備（以下「点検整備」という。）について定める。

第 1 総則

- 1 点検整備は、船体を上架し船体部、機関部及びポンプ関係等の点検整備並びに船体塗装について行うものとする。
- 2 受注者は、点検整備の詳細について当局と協議を行い、細部について確認を行うこと。なお、本仕様書に変更の必要を認めたときは、確認の図書（議事録等）を取り交わすこと。
- 3 受注者は、船舶の保管責任を負い、点検整備中に故障、破損、焼損及び盗難等が生じた場合は全て保証するものとする。
- 4 点検整備実施中に生じた一切の疑義は、全て当局の解釈に従うものとし、必要に応じて指示または承認を受けること。
- 5 施工日は令和 7 年 1 1 月 1 7 日以降とする。
- 6 点検整備船舶
 - (1) 船名 ちどり
 - (2) 用途 消防艇
 - (3) 船籍証交付日 平成 2 7 年 2 月 2 7 日
 - (4) 主機関型式 **CATERPILLAR 社 : C9ACERT D**
 - (5) 補機関型式 (株) I H I シバウラ製 : S773L-D-8602
 - (6) ポンプ型式 第一製作(株)製 : CPC100-32SX
- 7 提出書類
 - (1) 点検整備工程表 1 部
 - (2) 点検整備報告書 2 部
 - (3) 点検整備記録写真 2 部
 - (4) その他当局の指示するもの

第 2 仕様

1 船体部整備

- (1) 船体上下滞架一式
船体上架後、船体全般の調査点検を施行し、本仕様書に含まれない不良箇所を確認した場合は当局に連絡し指示を受けること。
- (2) 船体高圧洗浄清掃
船体全般、かき落とし、高圧清水洗浄、海水吸入口脱着清掃等一式

(3) 船体全般塗装

ア 喫水線下外板は発錆部及び塗膜不良部サンディング〔第3種ケレン〕、アルミ用プライマー1回、エポキシ系重防食塗料2回タッチアップ塗装及び加水分解型船底防汚塗料2回全面塗装。また盤木箇所は盤木移動の上、塗装すること。

イ 喫水線上外板は発錆部及び塗膜不良部サンディング〔第3種ケレン〕、アルミ用プライマー1回、エポキシ系重防食塗料2回タッチアップ塗装及びポリウレタン系上塗り塗料2回全面塗装。なお、船首と船尾の防舷物は取り外して塗装すること。

ウ 船名・船籍港・喫水マーク・「ICHIKAWA CITY FIRE BUREAU」文字清書。

エ 上部構造はアルミ用エポキシ樹脂系プライマー1回、ポリウレタン樹脂系上塗り塗料2回塗装。なお、上部構造に付随する物、艀装品等全て可能な限り塗装すること。(手すり、収納ボックス、操舵室扉、係船金具、旗竿等含む) 詳細については当局と十分協議すること。

オ ウォータージェット装置は、アルミ用プライマー1回、エポキシ系重防食塗料2回タッチアップ塗装及び加水分解型船底防汚塗料全面塗装

(4) 船底部整備

ア 海水こし器開放、こし網清掃及び点検、パッキン保護亜鉛新替復旧

イ 防食アルミ板は100×200×30t 3枚新替、ボルト穴パテ充填復旧施工

ウ 補機・雑用海水用船底弁2個新替

(5) ウォータージェット装置整備

ア リバーサダクト、ノズル、テールパイプ等脱着の上、インテーク内部流路のかき落とし清掃、インペラ磨き、アルミニウム防食電極新替

2 機関部整備

(1) 主機関整備 (2基)

ア 潤滑油交換

イ 潤滑油フィルター交換

ウ 燃料フィルター交換

エ ジンクロッド交換

オ オルタネーターベルト交換

カ 海水ポンプインペラ交換

キ 冷却水及びクーラント交換

- ク クランクケースブリーザー交換
- ケ 主機関各部点検
- (2) 発電機セット整備 (1 基)
 - ア オイル交換
 - イ オイルフィルター交換
 - ウ 燃料フィルター交換
 - エ バルブクリアランス点検
 - オ ノズルホルダー点検
 - カ 冷却系統の点検洗浄
 - キ 海水ポンプインペラ点検
 - ク エアフィルター交換
- (3) 消防ポンプ装置整備
 - ア ポンプグランドパッキン新替
- (4) 消防ポンプクラッチ整備
 - ア 増速機オイルクーラ保護亜鉛新替
 - イ オイルストレーナの分解清掃
- (5) 消防配管ドレンバルブ 2 個新替
- (6) 各電気設備の絶縁抵抗測定
- (7) 各配管の結合部等の点検整備 (漏れ等の確認及び整備)

3 海上試運転

諸点検整備に伴う作動確認等は、海上試運転を実施し良態を確認すること。

第3 検査

完成検査は、点検整備のすべてが完了し、引き渡し時に当局の立会いのもと、海上試運転にて実施すること。

第4 点検整備期限

履行期限は、令和8年2月27日とする。

第5 保証

保証期間は点検整備完了後1年間とする。ただし、保証期間経過後でも整備に起因する故障については、無償で修理または修復すること。